

から、同日額旅費には、交通費だけでなく少なくともいわゆる日当も含まれるものと解される」としている。

なお、平成20年1月1日現在の全国の状況としては、定額支給方式をとっているのは30都道府県で、平均支給額は、8,460円となっている。

- ③ 結論
 こうした理由から、請求人の主張する「職務を行うため要する費用を超えた金員の支給は、法第203条第3項に違反して違法である」との主張は、理由がない。

第4 監査結果及び判断

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。本件措置請求については、理由がないものと判断する。

以下、請求書及び請求書に添付された事実を証する書面、平成20年4月15日に実施した請求人の陳述及び議会事務局の陳述により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 費用弁償の支給の根拠について

議員に対する費用弁償については、法第203条第3項において「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」とされ、同条第5項により費用弁償の額及びその支給方法については「条例でこれを定めなければならない」と規定している。

これに基づき、本県では、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「費用弁償条例」という。)第4条第1項により、議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給することとされており、同条第2項において、議会に出席のため旅行したとき又は議会閉会中において常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席のため旅行したとき(山梨県議会議事堂に招集されて旅行した場合に限る。)は、費用弁償として招集地から居住地までの路程に応じて、別表第二の4区分により定額を支給すると規定している。さらに、同条第3項により議会に出席したときは、本会議に出席した日、委員会に出席した日、議案調査等に要する日と規定している。

なお、これらの規定については、平成9年4月1日から施行され現在に至っている。

(別表第二)

招集地から居住地までの路程の区分	日	額
路程五キロメートル未満	—	〇、〇〇〇円
路程五キロメートル以上三十キロメートル未満	—	一、〇〇〇円
路程三十キロメートル以上六十キロメートル未満	—	三、三〇〇円
路程六十キロメートル以上	—	四、四〇〇円

(2) 費用弁償における「費用」の構成費目について

費用弁償における「費用」の具体的内容については、議会事務局の陳述によると日当相当分(議案調査及び議会待機のための経費等)及び交通費相当分を含み、これらを総括して、別表第二に定める日額(10,000円、11,100円、13,300円及び14,400円)となっている。

(3) 本件支出の手続き等について

県議会に係る支出関係事務については、山梨県財務規則第3条により知事から議会事務局長に委任されており、本件支出の手続きについては、書類調査の結果、条例、規則等の関係法令に基づき適正に執行されているものと認められた。

具体的には、本会議、委員会の招集が決定されてから支出負担行為の作成し、旅行終了後、本会議及び委員会への出席の有無を確認の上、支出命令書を作成して出納局において審査が行われた後に、県議会議員に口座振替で支給されていた。

なお、監査対象となっている平成19年8月16日から同年9月10日までの間に費用弁償(応招旅費)として支払われた金員の総額は、947,200円であり、その内訳は次のとおりであった。

① 平成19年5月 8日(臨時会)	37名	430,500円
② 平成19年5月16日(常任委員会)	37名	430,500円
③ 平成19年6月14～29日(6月定例会)	37名	5,086,200円
計	5,947,200円	

※③については、会期中の土曜日及び日曜日を除く12日間を支給対象としていた。

(4) 他の都道府県における費用弁償の支給形態について

議員に対する他の都道府県における費用弁償の支給形態は、次のとおりである。本県と同様に招集地から居住地までの路程に応じた複数段階別の定額支給を行っているのは、30都道府県であった。そのうち、本県の支給額10,000円に相当する日額(日額の下限)で比較すると、最高額は13,000円、最低額は5,000円で、平均額は8,693円となっていた。

(H20.1.1 現在)

支給形態	都道府県
定 額 支 給	30 都道府県 (山梨県を含む。)
定額支給+交通費実費	9 府県
定額支給+加算 (宿泊料等)	5 県
交 通 費 実 費	3 県

2 監査委員の判断

(1) 本件支出の違法性について

① 費用弁償条例が法第203条第3項に違反するかどうか

請求人は、費用弁償はあくまで「職務を行うため要する費用の弁償」であり、これを超える金員を費用弁償として支給することは許されないとして、県議会議員各自の自宅住所地から議事堂所在地までの往復に要する交通費の実費を超えた金員の支出は、法203条第3項及び地方財政法第4条第1項に違反する違法な公金の支出に当たると主張している。

この場合、請求人の主張は、費用弁償条例第4条が法第203条第3項に違反することを前提とするものであるから、費用弁償条例が法第203条第3項に違反するかどうかについて検討することとする。

ア 費用弁償の支給方法について

法第203条は、普通地方公共団体の議会の議員等は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ(同条第3項)、その費用弁償の額及び支給方法は条例でこれを定めなければならない(同条第5項)と規定している。法第203条にいう「費用の弁償」とは、法第207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいうと解されるから、本来的には、現実には要した費用、すなわち実費を対象としてこれを弁償すべきものである。

しかし、費用弁償の方法として、費用を要した都度その実費を計算してこれを支給する、いわゆる「実額方式」は、実費を対象としてこれを弁償するという費用弁償の本来の建前には忠実であるものの、費用の中には実費の算定が困難なものもあり、また、個々の支出について旅行者に証拠書類の確保を要求し、事務担当者にその確認の負担を負わせることになって、当該費用の額や支出の頻度によってはいたずらに手続を煩雑にし、そのための経費を増大させることになりかねない。そこで、費用弁償の方法としては、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用として弁償することとし、各個別の場合に実際に費消した費用がその額より多くとも少なくともそのような個別の

事情は考慮しないこととする方式、いわゆる「定額方式」も考えられるところであり、実額方式を採る場合における手続の煩わしさ、経費の増大等といった短所を合せ考えると、定額方式も、それが社会通念上、実費を対象としてこれを弁償するとの費用弁償の本来の建前を損なうとはいえないものである限り、法第203条第3項の費用弁償の方法としてこれを採用することが許されるものと思われる。

したがって、法第203条第3項所定の費用弁償については、その方式として、実額方式を採るか、定額方式を採るかはその裁量権に委ねられているものといつて差し支えないことになる。

このため、本県では定額方式により標準的な実費として一定の額を支給しているが、定額方式により支給する場合、「いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定額をいくらにするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当」とされている。(最高裁判例 平成2年12月21日第2小法廷)

イ 費用弁償の支給事由が適法かどうか

費用弁償条例第4条第2項は、支給事由として「県議会議員が招集に応じ、議会に出席するため旅行したとき又は議会閉会中において常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席のため旅行したとき」と定めており、さらに、同条第3項により議会に出席したときは、「本会議に出席した日、委員会に出席した日、議案調査等に要する日」と規定している。

請求人は、「議会期間中の休会日に登庁しなくとも支給されるというのは、一般県民の感情ではとても理解できない」と主張しているが、会期中会議が開催されなかった平日休会日については、「議会は、会期中を通じて活動能力を有するから、議員は、会期中は本会議への出席のほか、議案の審査、議案の提案、請願等にかかる調査、情報収集等の諸活動を集中的に行う必要があることが認められ、このことを勘案すると、議決休会日は、上記のような議会の諸活動に対応するための日として設けられたものと解するのが相当である。そうすると、議決休会日は、本会議を開会しないというだけで、議会活動の一環として議員が議案調査等を行う会期中の期日であり、その実質は議会への出席と変わるところはないと認められる。」とする判例がある(東京高裁平成13年12月25日判決)ことから、会期中会議が開催されなかった平日休会日に費用弁償を支給することは不合理とはいえない。

したがって、費用弁償条例第4条第2項は、議員の主たる職務を支給事由と定めるものであるから、費用弁償の支給事由は適法なものとして認められる。